（受験資格）

第三十一条　（略）

２　前項に規定する経験は、国土交通大臣が告示で定める講習であって次項において準用する第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了することをもって代えることができる。

３　（略）

第六節　貨物軽自動車安全管理者の選任等

（貨物軽自動車安全管理者の届出）

第三十三条の二　貨物軽自動車運送事業者は、法第三十六条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日

三　選任の場合にあっては、貨物軽自動車安全管理者がその業務を行う営業所の名称及び所在地並びにその者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）

四　解任の場合にあっては、その理由

（貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講期間）

第三十三条の三　法第三十六条の二第三項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

（削る）

（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第六十二条　法第二十三条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一　法第二十二条、第二十七条又は第三十三条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

二　法第二十三条の規定による届出に係る事項

三・四　（略）

２　法第二十三条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

３　前二項の規定は、法第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する法第二十三条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報について準用する。

（受験資格）

第三十一条　（略）

２　前項に規定する経験は、国土交通大臣が告示で定める講習であって次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了することをもって代えることができる。

３　（略）

（新設）

（新設）

第五十七条の二　法第五十八条の九第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第六十二条　法第二十四条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一　法第二十三条、第二十六条又は第三十三条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

二　法第二十四条の規定による届出に係る事項

三・四　（略）

２　法第二十四条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

３　前二項の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報について準用する。